

1

出国時まで海外移住希望者に確認すべきこと

PROFILE

中山 史子

FUMIKO NAKAYAMA

1998年明治大学商学部卒業。2000年税理士合格。2002年税理士法人タクトコンサルティング入社。相続税、所得税の申告から、組織再編成、事業承継、国際相続といったコンサルティング業務まで幅広く従事。2021年退社。2022年 税理士法人ゆいアドバイザーズ 社員就任。

【主な著書】『はじめての国際相続 その着手と実務』（清文社2022年）、『Q&A 国際相続の実務と国外転出時課税』（共著、日本法令2019年）

はじめに

本稿では、顧客から「海外に移住する際に何に気を付けたらよいのか」という相談を受けたときに、税理士として確認をするべき事項と、非居住者に係る所得税、贈与税、相続税及び移住前の財産の整理についてまとめる。

なお、所得税法では「出国」とは、納税管理人の届出を提出しないで国内に住所がなくなることをいう（所法2四十二）が、本稿では、出国とは一般的な言葉として単純に日本に住所がなくなるという意味で使用する。

I 出国前に確認する事項

出国する前に確認が必要な事項は主に次のとおりである。

1 住民票を抜く

国外に出国するときには、住民登録をしている市町村に「転出届」の提出が必要である（住民基本台帳法24）。多くの市町村では概ね1年以上の期間国外に滞在する場合には国外への転出届をするよう周知している。転出届を提出し、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない状態になることを一般に「住民票を抜く」という。

住民票を抜くと国民健康保険には加入ができなくなる（国民健康保険法8）ため、